

7. 介護保険と医療保険の制度の違い

2018 年 9.1

事 項	介護保険	医療保険
同一利用者に対する複数のステーションによる訪問看護	● 2ヶ所以上の訪問看護ステーションから訪問可能	● 同月に 2ヶ所までの訪問看護ステーションから訪問可能な場合 ①厚生労働大臣が定める疾病等 ②特別管理加算の対象者 ③特別訪問看護指示書交付期間中であって、週4日以上指定訪問看護を計画 ● 同月に 3ヶ所までのステーションから提供可能な場合 ①厚生労働大臣が定める疾病等 ②特別管理加算の対象者 であって、週7日の指定訪問看護を計画
	※複数の訪問看護ステーションからの加算等の算定⇒P 参照 (各ステーションで算定又は1ヶ所のステーションで算定の区別)	
	＊訪問看護指示書は事業所ごとに交付 (指示書料の算定は利用者1人に月1回)	
訪問回数の制限	● 1日・1週間ともに制限なし (居宅サービス計画に基づく)	● 原則、週3日が限度 ● 別表第7(厚生労働大臣が定める疾病等)、別表第8(特別管理加算の対象者)、特別訪問看護指示書交付期間中は回数制限なく、難病等複数回訪問加算の算定も可能
休日・時間外の訪問看護に対する差額料金	● 早朝・夜間・深夜加算の算定 ・居宅サービス計画に位置づけられている場合 ＊月1回目の緊急訪問の場合は算定できず所定の単位数のみ算定 ＊特別管理加算対象者でなくても、2回目以降の緊急訪問から算定できる ● 差額料金は徴収できない	● 早朝・夜間・深夜加算の算定 ● 差額費用の徴収(その他の利用料) ・営業日以外は、休日料金をステーションが定める額を利用者から徴収できる ・早朝・夜間・深夜加算が算定できない時間外については、時間外料金をステーションが定める額を利用者から徴収できる
交通費の徴収	● 通常の訪問エリアへ訪問する場合は、交通費は介護報酬(訪問看護費)に含まれるため、徴収できない ● 通常の訪問エリアを越える訪問の場合は、実費相当額を徴収できる	● 「その他の利用料」として、ステーションが定める額(実費相当額)を利用者から徴収できる